

財務省告示第三百五十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十九年九月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行人	払込金額	最低額面金額
利付国庫債券（二年）（第二百六十回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七	十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金積立金管理運用独立行政法人に寄託された資金による引受け	額面金額で五百八十三億円	五百八十三億三千三十一万六千円	五万円
<p>振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。</p>							

九 発行価格日  
十 発行価格日  
十一 発行価格日

十二 利率  
の経過利率

十三 初期利率  
の経過利率

$$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{3}{365}$$

平成二十年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の期日及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利息  
毎年の三月十五日及び九月十五日を、その期とし、各支払期において、その日を以て、前六箇月に属する

十五 償還金額  
平成二十一年九月十五日  
十六 償還金額  
日本銀行  
十七 元利支  
額面金額百円につき百円

十八 払込期日  
平成十九年九月十八日